

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

株式会社ガーラ  
代表取締役 菊川 暁

#### 株式の分割に関する基準日設定公告

当社は平成 25 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

#### お知らせならびにご注意

1. 株式の分割の実施と同時に、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって 100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより平成 25 年 9 月 25 日（水曜日）付をもって東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
2. 株式の分割および単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 11 月上旬にお届出のご住所にお送りいたします。
3. 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。